

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「指定職給料表四号給の額に相当する額である者」を「指定職給料表を適用する者」に、「退職日給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」及び「特定減額前給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」に、「百分の一」を「百分の一（ただし、退職日給料月額又は特定減額前給料月額が指定職給料表一号給から三号給までの額に相当する額である者にあつては百分の二）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。